

韓国知的財産ニュース 2019年11月後期

(No. 403)

発行年月日：2019年12月9日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、11月16日から30日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

- 2-1 融合複合技術分野で合議型協議審査を実施
- 2-2 韓・ASEAN特許庁長会議を韓国で初開催
- 2-3 特許庁、「2019 発明教育カンファレンス」を開催
- 2-4 「歴代特許審判院長政策懇談会」を開催
- 2-5 特許庁、素材・部品・設備技術の早期確保向けのIP-R&D強化策を発表
- 2-6 韓国の特許、カンボジアにおいて初めて無審査で登録された
- 2-7 韓・ASEANの特許庁、知的財産共同宣言文を採択
- 2-8 特許庁、「韓・ASEAN IP T&T Fair」開催
- 2-9 第2回知的財産金融フォーラム開催
- 2-10 特許庁、特許情報検索サービスKIPRISを改編

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 特許庁、「2019IP保護カンファレンス」を開催
- 3-2 特許庁、素材・部品・設備分野の知財権隘路企業向け支援を中間点検
- 3-3 特許庁、海外商標の無断先取りおよびオンライン偽造商品流通への対応戦略提供

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 特許庁、「2019 D2B デザインフェア授賞式」開催
- 4-2 特許庁、WIPOと共同で国際商標出願カンファレンス開催

その他一般

- 5-1 特許庁、韓国国民から積極行政への努力を認められた！
- 5-2 「2019 キャンパス特許戦略ユニバーシアード」授賞式を開催
- 5-3 韓国最大の知的財産フェスティバル！「2019 大韓民国知的財産大展」を開催

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

2-1 融合複合技術分野で合議型協議審査を実施

韓国特許庁 (2019. 11. 18)

1人審査体制から3人審査体制への転換で、強い特許創出を牽引

特許庁は、11月1日に行われた組織改編で新設された融合複合技術審査局（以下、‘融合複合局’という）で、合議型協議審査を実施すると発表した。

これまでの特許審査は、特許出願された発明を1人の審査官が単独で進めたり、一部の審査段階で他の審査官から意見やアドバイスを受けて審査官1人の名義で進めてきた。

しかし、今回新設された融合複合局で行う合議型協議審査は、初期段階から特許審判院や法院の合議部のように、3人の審査官が意見を集めて、審査官3人の名義で決定するようになる。この方法は、欧州特許庁（EPO）のみ実施しており、米国、日本などの主要特許庁では導入していない制度である。

第四次産業革命関連の技術は、2以上の技術（異種技術）が融合された発明が多く、技術を理解し、特許要件を適用するのが簡単ではないという問題があったが、今回の協議審査体制の導入により、このような問題が解決されると期待している。

また、同じ技術分野ではあるものの、審査官ごとに観点が異なり、審査結果に差がある可能性があるが、合議形協議審査により審査の一貫性が向上すると期待されている。

3人による合議型協議審査は、第四次産業革命の技術分野で実施する予定で、2020年の第4四半期までに、第四次産業革命の技術分野における審査量を50%まで増やす計画である。

特許庁は、従来の単独審査から合議型協議審査への大胆な変更が法的に安定され、第四次産業革命時代における韓国の産業をリードする強力な特許創出につながることを期待している。

特許庁融合複合技術審査局長は、「第四次産業革命が韓国経済に活力を与える良いきっかけになっている一方、従来の特許審査体制ではその対応に限界があり、仕事のやり方を根本的に変えるために、合議型協議審査を導入することになった」、「このような特許庁の変化が強い特許を創出する土台になることを期待し、今後も、高品質の審査サービスを提供するために最善を尽くしていきたい」と述べた。

2-2 韓・ASEAN 特許庁長会議を韓国で初開催

韓国特許庁 (2019. 11. 19)

特許庁、ASEAN と知的財産権による共生繁栄を導く
特許庁長、ASEAN10 カ国の特許庁長と個別会談を行う

特許庁は11月25日（月曜）から27日（水曜）にかけてソウルで、ASEAN10 カ国の特許庁長と「2019 韓・ASEAN 特許庁長会議」を開催する。ASEAN10 カ国の特許庁長が韓国で知的財産権を議論するのは今回が初めてである。

この会議は、11月26日に釜山で開催される「韓・ASEAN 特別首脳会議」と同じ時期に開催されることであり、特許庁は、今回の韓・ASEAN 特許庁長会議のスローガンを「イノベーションによる繁栄、人々の繁栄（Innovation for Prosperity, Prosperity for People）」と決めた。今回の会議は、韓国政府が進めている新南方政策を知的財産権分野で実現するためのものである。

初日の25日には、2019 韓・ASEAN 特許庁長会議が開催され、韓国とASEAN 各国の特許庁長が優秀な特許を創出するための協力方策、域内の知的財産の保護と活用方策など、共生繁栄に向けた具体的な協力方策を議論する予定である。

翌日には、ASEAN と世界知的所有権機関（WIPO）事務次長などが参加する、「適正技術ブランドシンポジウム」が開催される予定であり、シンポジウムには学界、企業家など100

人余りが参加し、過去 10 年間の適正技術事業の成果を共有し、未来の発展方向について議論する。

最終日には、韓国と ASEAN から多くの企業家と知的財産権分野の従事者が参加する、「韓・ASEAN 知的財産取引フェア (Korea-ASEAN IP Transaction and Transfer Fair)」が開催される。本フェアでは、韓国と ASEAN における企業間の技術取引と事業化の支援に向けた講演、相談などが行われる予定である。

また、特許庁長は、韓・ASEAN 特許庁長会議のために訪韓する ASEAN10 カ国の特許庁長との特許庁長会談を連鎖的に行う予定である。

ASEAN 各国との両者会談は、ASEAN 全体ではなく、国別に知的財産権の協力を議論することで、ASEAN の各国に適合した知的財産権能力を強化していく予定である。

今回の韓・ASEAN 特許庁長会議で議長を務める韓国特許庁長は、「ASEAN は知的財産貿易取引の重要なパートナーであり、今回の会議が、韓国と ASEAN が知的財産による経済協力を加速させるきっかけになることを期待する」と述べた。

2-3 特許庁、「2019 発明教育カンファレンス」を開催

韓国特許庁 (2019. 11. 20)

創造的人材育成の基盤、発明教育の重要性を論じる

特許庁は、創造・融合型人材育成に向けた最新の発明教育の情報を共有し、優秀な事例を拡大する機会を設けるために、11 月 22 日から 23 日の 2 日間、大田市儒城ホテルで「2019 発明教育カンファレンス」を開催する。

発明教育関係者と教員を対象に開催されるこのカンファレンスでは、Jusung Engineering 代表の基調講演（発明を通じて次世代の革新家に成長する）をはじめに、発明教育の優秀な事例に関する講演、発明教育関係者の分科協議会および授賞式が行われる。

特に、分科別会議の一つとして開かれる「発明教育政策協議会」では、教育脆弱層（島しょ・へき地・離島、地域児童センターなど）にも発明教育の機会を与えるために、来年に初めて進める「巡回発明体験教室の運営」について、市・道教育庁の奨学官（士）と深く議論する予定である。

それと共に、「2019 発明教育大賞（※）」で国家知識財産委員長賞を受賞した忠南機械工業高等学校の教師が、「トゥリーズ（TRIZ）」を活用した創造的問題解決」に対する事例を共有し、「2019 全国教員発明研究大会（※※）」の1等級受賞者である仁川イエソン幼稚園の教師は「遊びと発明が共にするメーカー活動プログラムによる乳児創造性能力の強化」方策について講義する予定であり、発明教育現場の話を聴取できると期待されている。

※発明教育の拡散および発明文化作りに貢献した現職教師（6人）、教育公務員（2人）に授賞

※※教員および教育専門職公務員を対象に、発明教育の一般、指導事例の分野に関する優秀な研究報告書（論文）を選定して授賞（3人）

特許庁産業財産政策局長は、「韓国の未来を担う創造・融合型人材を育成するために、発明教育の重要性を議論するのは非常に有意義なことである」とし、「今回のカンファレンスを通じて、特許庁は発明教育の現状を診断し、未来の発明教育を広げるために、全国の市・道教育庁と継続的に議論していきたい」と述べた。

2-4 「歴代特許審判院長政策懇談会」を開催

韓国特許庁（2019.11.21）

特許審判院、未来の発展方向について議論

特許審判院は、2019年11月21日に政府大田庁舎で、「歴代特許審判院長政策懇談会」を開催する。

この懇談会は、イノベーションのために努力した特許審判院の活動を説明し、未来の発展方向に対する歴代審判院長の様々な政策提言を集めるために設けられた。

懇談会では、特許審判院の2020年ビジョンである、「国民が満足する実質的な1審の立ち位置の確立」に向けた推進方策についても議論する。

韓国の審判官の場合、昨年の1人当たりの年間処理件数が80件であり、日本の28件、米国の39件に比べ2倍以上を上回っているが、審判の処理期間は12ヵ月まで遅延され、審判処理の長期化による特許審判の実効性問題が提起されている。

そして問題解決のために、2019 年待機物量を年初の 1 万 675 件から年末には 6,500 件へと、4,000 件余りを減らし、審判の処理期間も 2 ヶ月以上短縮することができると予想されている。

また、審判結果に対して法院に不服がある割合は、例年の平均（11%）以下（9%）に減少し、審判の品質も改善されたことが分かる。

このような成果は、審判訴訟経歴者の優先拡充、専門職位の指定など審判官の勤務を長期化させるために努力した結果と分析される。

一方、懇談会に参加した歴代審判官のうち、第 17 代院長は、「特許庁の対外信頼度は、審査の品質より審判の品質が重要であり、審判の品質を高めるために一層努力しなければならない」とし、第 18 代院長は「審判の品質を高めるためには審判長の役割が非常に重要であり、審判長の役割および技能を強化する必要がある」と提言した。

他にも、「審判官が主要国に比べて多くの事件を処理しており、審理の充実性などに対する外部からの懸念も高まっている」との意見と、「審判官は年間 1 万件余りの審判事件を処理しなければならず、事件ごとに中小企業などの未来がかかっているという重要性を認識しなければならない」など、様々な意見を提示した一方、事実審理を強化するために口述審理を拡大するなど、積極的な努力を通じて専門性・公正性・透明性をさらに強化する必要があるという点に合意した。

これに対し特許審判院長は、「2019 年は待機物量の短縮に重点を置いた反面、2020 年には審理の充実性の強化を中心に、審判人材の拡充、審判組織の改編、口述審理の強化、審判官専門教育の拡大などを通じて、高品質の透明かつ公正な特許審判の基盤を構築することに最善を尽くしていきたい」と述べた。

2-5 特許庁、素材・部品・設備技術の早期確保向けの IP-R&D 強化策を発表

韓国特許庁（2019. 11. 21）

素材・部品・設備分野に IP-R&D を全面的に拡大

- (1) 素材・部品・設備の中核品目に関わる課題に、R&D と IP-R&D をパッケージで支援
- (2) IP-R&D でスタートアップの技術価値を高め、民間投資、R&D に連携
- (3) 政府・民間に IP-R&D 拡散基盤を構築

「特許基盤の研究開発（IP-R&D）」を通して、素材・部品・設備の中核技術を早期に確保するための方策が本格的に進められる。

特許庁は、今年 8 月に発表した政府の輸出規制対策（※）および「知的財産基盤の技術自立および産業競争力の強化に関する対策（11 月 14 日）」の詳細な推進計画として、「素材・部品・設備技術の早期確保向けの IP-R&D 強化策」を 11 月 20 日の「第 2 次素材・部品・設備の競争力委員会（経済副総理主宰）」にて、関係部処合同で発表した。

※素材・部品・設備競争力強化対策（8 月 5 日）、素材・部品・設備の研究開発への投資戦略およびイノベーション対策（8 月 28 日）

< 推進背景 >

今年 7 月の日本による 3 大素材の輸出規制で分かるように、韓国の主力産業の中核素材・部品は、依然として日本への依存度が高い。

さらに素材・部品の分野では、日本などの外国が特許を先取りしており、特許障壁を乗り越え、代替技術を開発するためには綿密な特許分析が先行されなければならない。

過去には、R&D においての特許が単純に R&D の結果物であった反面、現在は R&D パラダイムを、特許が R&D の出発点で、道しるべの役割を担うようにする R&D 方式、すなわち、IP-R&D に転換しなければならないということである。

競争会社の技術開発の現状、産業の動向などを把握できる有用な技術資料（※）である特許を基に、研究開発戦略を策定することで、素材・部品に関する R&D の効率性を大幅に向上させることができる。

※現存する最新技術の約 80%は、特許文献にのみ公開されている（「why researchers should care about patents」、欧州特許庁（2006））

< 重点的推進課題 >

今回の強化対策は、(1) 素材・部品・設備分野に R&D と IP-R&D のパッケージ支援を全面的に拡大、(2) 素材・部品・設備企業に対し、成長段階別にカスタマイズ型 IP-R&D を支援、(3) 産・学・研の IP-R&D 拡散基盤強化など、3 大推進課題となっている。

第1課題は、素材・部品・設備における中核品目の政府 R&D 課題全体に、R&D と IP-R&D 戦略をパッケージで支援する。

＜2020 年主要部処の素材・部品・設備の中核品目に対する IP-R&D 支援計画（案）＞

R&D 部処	素材・部品・設備の中核品目に対する R&D 事業	IP-R&D 支援計画（案） (R&D 課題数)
産業通商資源部	素材部品の技術開発（戦略中核素材の自立化技術の開発）	200 件前後
中小ベンチャー企業部	技術イノベーション開発、購買条件付き技術開発など	280 件前後
科学技術情報通信部	未来素材のディスカバリー、ナノ未来素材の源泉技術の開発	20 件前後

IP-R&D を通じて、各 R&D 課題に、i) 従来の特許を勘案した代替技術の開発戦略、ii) 先導企業の中核技術の把握による最適な R&D 方向、iii) 特許分析による海外業者 M&A など、代案の技術確保方策を提供し、韓国の産・学・研の迅速な技術開発を支援する予定である。

R&D 課題のみならず、産業および中核品目単位の特許分析も進める。1) 素材・部品・設備産業分野の特許ビッグデータの分析で有望な技術と中長期的な投資戦略を導出し、関係部処に提供すると同時に、2) 中核品目別に主要国・競争会社の特許動向を調査し、定期的に業界に提供する計画である。

第2課題は、素材・部品・設備のスタートアップおよび中小企業の成長段階別に、カスタマイズ型 IP-R&D 戦略を支援する。

まず、素材・部品・設備のスタートアップについては、「バリューアップ (Value-up) IP-R&D (※)」を通じて、保有技術の価値を高め、民間投資と R&D への連携を支援する (年 20 件)。

※ Value-up IP-R&D : 特許分析機関、特許戦略専門家 (PM) と価値評価機関が共に、IP-R&D に参加し、技術 (企業) 価値の向上に向けた技術補完と特許ポートフォリオの確保戦略を提示

特許庁と中小ベンチャー企業部が有望なスタートアップを共同選定し、特許庁 IP-R&D 戦略と中小ベンチャー企業部 R&D などを一括支援する（年 30 件）。

素材・部品・設備の中小企業にも、特許文献から素材組成物の DB など、多様な情報（※）を選定し、中核品目別企業群に提供すると共に、海外市場別の知的財産権確保戦略および知的財産権融合戦略も支援する。

※中核品目別企業群 IP-R&D 支援による共通中核技術の情報提供の類型

用途	特許文献から導出できる共通中核技術の情報
研究開発（R&D）	1) 素材造成物の情報（成分、配合割合、物性パラメータなど）、 2) 製品設計などに自由に活用できる消滅特許（満了特許・未登録特許）の情報
生産活動	特許文献の素材・部品などの 3) 製造工程に関する情報
輸入の多辺化、 M&A など	全世界における 4) 中核特許技術の保有企業・機関の情報、 5) 重要発明者の情報など

最後に、優秀な特許の保有企業に対する金融・投資および事業化支援を強化するために、特許庁が素材・部品・設備に関わる優秀な特許の保有企業と IP-R&D 支援企業の情報を提供し、IP-R&D 支援で優秀な特許を確保した企業には、中小ベンチャー企業部などの事業化資金まで支援する計画である。

第 3 課題に、特許庁などの直接支援なしにも、政府・民間で IP-R&D を内在化していくよう、IP-R&D 拡散の基盤を整える。

まず、特許庁と R&D 部処に「IP-R&D 実務協議会」を運営し、各部処別に IP-R&D 支援計画を策定し、方法論も共有・拡散する。

また、中小企業などの産・学・研がいつでも IP-R&D の実行方法についてのアドバイスを（オンラインまたはオフライン）受けることができるよう、特許戦略開発院内に「特許戦略拡散支援センター」を運営する。

産・学・研がより簡単に IP-R&D を独自に実行することができる、カスタマイズ型特許分析ソリューションの開発を支援する一方、専門人材など必須要件を備えた特許分析会社を IP-R&D 専門分析機関として育成する方針である。

また、知的財産先導大学など様々な機関との協業を通じて、IP-R&D 実務人材を体系的に育成するための教育プログラムも拡大する。

特許庁長は、「IP-R&D は研究開発を成功に導く地図であると同時に、羅針盤でもある。試行錯誤を減らし、早期に代替技術を確保するためには IP-R&D が必須である」と強調しつつ、「素材・部品・設備の競争力を向上させるために、関係部処との緊密な協力で今回の強化対策を履行し、政府・民間の R&D に IP-R&D を拡散していきたい」と述べた。

2-6 韓国の特許、カンボジアにおいて初めて無審査で登録された

韓国特許庁 (2019. 11. 21)

韓国の登録特許の効力が認められたカンボジア第 1 号特許の獲得

カンボジアで「韓国登録特許効力認定制度 (Patent Recognition Program; PRP)」を活用した最初の特許が登録された。

11 月 1 日から施行された PRP 制度は、韓国で登録された特許に対応するカンボジアの特許出願について、カンボジアでの効力認定の申請、証拠書類の提出など簡単な手続きを進めると、3 ヶ月以内に登録を受けられる制度である。

特許庁はカンボジア工業手工芸省前任長官と、11 月 21 日 (木曜) 午前 10 時 30 分にソウル新羅ホテル (ソウル市中区) で、PRP 制度による第 1 号特許登録証を出願人に直接授賞するイベントを開催した。

第 1 号特許証を獲得した特許は WELLS BIO の「マイクロ流体チップおよび診断機器 (登録第 10-1527768 号)」であり、マラリア治療剤により深刻な副作用が発生した G6PD (グルコース-6-リン酸脱水素酵素) 欠乏患者を迅速に確認し、副作用がない患者別カスタマイズ型マラリア治療剤を処方できるようになる。

※カンボジア居住者の中で約 24.9%がマラリアに感染している。

該当特許は 2015 年にカンボジアで出願された以降、4 年間審査を受けることができなかったが、本制度が施行されて 1 ヶ月足らずでカンボジア特許を獲得した。

カンボジア工業手工芸省前任長官は「カンボジアは世界最高水準である韓国特許庁への信頼を基に、この協力プログラムを施行することにした。より多くの韓国企業がこのよう

な機会を活用し、カンボジアでの特許を迅速に獲得し、これを土台にカンボジアへの投資を拡大するきっかけになることを願っている」と述べた。

特許庁次長も「韓国で初めて行われる登録特許効力認定制度により、特許審査が円滑でない国における韓国企業の迅速な特許獲得に役立つと期待されており、他の ASEAN 国家を対象に本制度を拡大する計画である」と伝えた。

また、カンボジア側に韓国企業の知財権保護に対する関心を求めつつ、「このような審査協力を通じて、迅速な現地特許の獲得をはじめに、韓国企業および製品に対する知財権保護が強化され、6億6,000万人口の ASEAN 市場における韓国企業の投資のみならず、韓・ASEAN 国家の経済協力がさらに活性化すると期待している」と強調した。

2-7 韓・ASEAN の特許庁、知的財産共同宣言文を採択

韓国特許庁 (2019. 11. 25)

知的財産新南方政策の橋頭堡を整える

特許庁は 11 月 25 日午後 2 時にソウル新羅ホテルで、ASEAN10 カ国の特許庁長が参加した「韓・ASEAN 特許庁長会議」を開催した。

今回の会議は特許庁が 2013 年から、ASEAN 事務局および加盟国と継続的に交流してきた結果である。同会議の議長を務める韓国特許庁長は、ASEAN との知的財産協力は韓国と ASEAN の共同繁栄のための必須要素であることを強調し、韓国と ASEAN における知的財産の将来に向けた協力の方向を提示した。

韓・ASEAN 特別首脳会議のサイドイベントとして開催されるこの会議の最も大きな成果は、韓国と ASEAN の知的財産による共生繁栄の意志を盛り込んだ、「韓・ASEAN 知的財産共同宣言文」を採択したことである。

共同宣言文で韓国と ASEAN は、(1) 健康な知的財産生態系に向けた優秀特許の創出、(2) 知的財産の価値尊重のための保護、(3) 知的財産事業化を促すための活用分野において協力していくことに合意した。

また、韓国と ASEAN 特許庁は知的財産を通じて経済成長を成し遂げた韓国の経験とノウハウを ASEAN と共有するための細部協力策を模索した。

まず、韓国で特許が登録されると、ASEAN の加盟国で迅速に審査を受けることができることや、別途の審査手続きなしに特許の認定を受けられる特許審査協力プログラムについて議論した。これにより、韓国企業が ASEAN での特許権をより簡単かつ迅速に取得することができ、今後 ASEAN に進出する韓国企業の知財権保護がより強化されると予想されている。

続いて、ASEAN 個別国の需要に合わせ、韓国特許庁のノウハウを反映した教育プログラムを ASEAN 各国に提供し、究極的には ASEAN に適合した知的財産教育機関を設立する案についても議論した。

特許庁長は、「今回の会議は、ASEAN と築いていたこれまでの信頼関係を基に、知的財産の協力水準を引き上げた。今日、採択された『韓・ASEAN 知的財産共同宣言文』は、韓国政府が進める新南方政策を知的財産分野で実現する橋頭堡になると期待している」と述べた。

2-8 特許庁、「韓・ASEAN IP T&T Fair」開催

韓国特許庁 (2019. 11. 27)

韓国ーベトナム企業間の技術契約など様々な行事が開かれ

特許庁は、11月27日(水曜)の午前10時からソウル COEX で発明に関連した ASEAN の政府・民間機関代表および企業人が参加する「韓・ASEAN IP T&T (Transaction and Transfer) Fair」を開催する。

今回の行事は11月25日(月曜)にソウルで開催された「韓・ASEAN 特許庁長会議」に伴って、知的財産と技術分野の交流を深めるために行われる。

今回のフェアでは、韓国の中小企業とベトナム大手企業の間で技術移転契約が結ばれることとなる。韓国の CL-Geotech (※) は技術を提供し、ベトナムの Minh Duc Construction (※※) は資本を出資し、ジョイントベンチャーを設立する今回の契約 (※※※) は、韓国と ASEAN 企業の間で技術移転に対する新たな方向性を見せている。

※軟弱地盤施工 Pile 専門技術保有中小企業

※※ベトナム 2位の施工 Pile 製造企業

※※※韓国企業が技術移転する代価で(19万5,000ドルに相当する)をデットエクイティスワップ

企業間取引契約の他にも、今回のフェアでは韓国発明振興会と ASEAN 加盟国の中で 5 カ国（※）の発明振興機関との協力に向けた、了解覚書(MOU)（※※）の締結、IP 取引・活用に関する専門家講演と成功事例の発表、IP を活用した優秀製品の展示および技術取引・事業化関連の専門家商談が行われ、参加した韓国と ASEAN の企業人と知的財産関係者に有用な経験と情報を提供する。

※インドネシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム

※※知的財産協議体の構成および相互人材交流および情報共有合意

特許庁長は「韓国と ASEAN が 1989 年に対話関係を結んで以来、30 年間政治・経済・社会的な交流関係を深めてきている」とし、「今日のような知的財産取引の場を通じて、韓・ASEAN の交流が知的財産・技術領域へ拡張していくことを希望しており、特許庁は、韓国と ASEAN の知的財産取引と活用を通じてイノベーションを起こせるよう、支援に力を注いでいく予定である」と述べた。

2-9 地域中小・ベンチャー企業への IP 金融支援に向けた業務協約締結および

第 2 回知的財産 (IP) 金融フォーラム開催

韓国特許庁 (2019. 11. 28)

金融委員会・特許庁・地方銀行・保証機関が IP 金融活性化に向けて協業

金融委員会と特許庁は 11 月 28 日（木曜）午前 9 時、ソウルの 63 コンベンションセンターで地域中小・ベンチャー企業への IP 金融支援に向けた業務協約を締結し、「第 2 回 IP フォーラム」を開催した。

当日の協約式では、信用保証基金と技術保証基金の各理事長、銀行連合会長をはじめとする地方銀行長（※）および金融関係者の約 120 名が参加した。

※釜山銀行、広州銀行、済州銀行、全北銀行、慶南銀行、大邱銀行(6 銀行)

2018 年に、金融委員会・特許庁が発表した「IP 金融活性化総合対策」をきっかけに IP 担保貸付が活性化している。国策銀行はもちろん、5 大民間銀行（※）が IP 担保貸付を取り扱っており、2017 年に 866 億ウォン、2018 年に 884 億ウォンだった新規担保貸付が 2019 年 10 月基準で 2,360 億ウォン規模に拡大された。

※2019年5大民間銀行（新韓、KB、ウリ、KEBハナ、農協銀行）がIP担保貸付商品を発売

また、2019年の上半期に特許庁が実施したIP担保貸付の実態調査によると、銀行は特許を担保にして信用格付けが低い企業（※）にも貸出を行い、貸出企業の75%が信用貸付より金利優遇を受けていることが見られる。

※54社の調査結果、格付けの高いBBB-以上の企業より、格付けの低いBB+以下で企業への貸付が活発である（49社、調査企業90.7%）

しかし、このような努力にもかかわらず、IP金融支援は首都圏の企業に集中しており、ここ5年間、IP保証・担保・投資金額の68%（※）がソウル・京畿地域に供給されたことが明らかになっている。

※特許庁のIP価値評価と連携した首都圏への供給割合（2015年～2019年10月、%）：
IP保証（53.6%）、IP担保（66.2%）、IP投資（79.2%）

今回の業務協約締結により、資金調達が困難な地域中小・ベンチャー企業の状況が改善され、IP金融が地域全般に拡大されることを期待している。2019年10月、釜山銀行がIP担保貸付商品を発売し運営しており、来年に特許庁と地方銀行が細部業務協約を締結し保証貸付、IP担保貸付の運営を推進する予定である。

それに加え、第2回IP金融フォーラムでは、IP金融の主要懸案に関する発表と熱のこもったディスカッションが行われた。主な内容は「IP金融現況と政策方向の紹介」（特許庁）、「IP担保貸付の優秀事例と持続的活性化に向けた提言」（新韓銀行）、「IPイシュー中心の韓国型一括担保制の導入方策」（株）多来戦略事業化センター）である。

金融委員会の委員長は「IP金融はイノベーションに満ちた知的財産の創出と拡散のための原動力である」とし、「IP金融の活性化が「イノベーション金融」につながるよう、一括担保の導入、技術-信用評価の統合を滞りなく推進するつもりである」と述べた。

特許庁長は「第四次産業革命において、知的財産がイノベーション成長の主要エンジンであり、イノベーションを重視する所に資金を供給する金融の役割が重要である」とし、「今回の業務協約の締結により地方銀行のような金融業界と積極的に協力し、優秀なIPを保有している地域中小・ベンチャー企業をイノベーション企業へと成長させるための支援に力を入れていくつもりである」と述べた。

詳細な内容は特許庁産業財産活用課 (+82-42-481-5807)、韓国発明振興会知識財産経営室 (+82-2-3459-2942) にお問い合わせれば良い。

2-10 特許庁、特許情報検索サービス KIPRIS を改編

韓国特許庁 (2019. 11. 26)

検索中心のシンプルなデザインに改編、イベントも実施

特許庁は、11月26日に特許情報検索サービスである KIPRIS のウェブサイト (www.kipris.or.kr) を改編すると発表した。

KIPRIS は、特許庁が保有している特許・商標など、韓国内外の知的財産権関連の情報をユーザーがインターネットを通して、無料で検索することができる特許情報検索サービスである。

これまでの利用実態および満足度調査、モニター団などユーザーの意見を反映しており、今回の改編で、より簡単で便利に利用できるよう、直観的かつ体系的なデザイン設計に重点を置いた。

まず、検索サービスのユーザーが大半であることを考慮し、メイン画面の検索バーを拡大し、サービスの利用方法など検索中心のコンテンツを前面に配置すると同時に、初心者用検索メニューも中央の方に移動させ、簡単に見つけられるようにした。

また、複雑なメニューを簡略化し、色の構成も統一すると共に、英文のメニューをハンダールに変えるなど、情報の伝達力と可読性を大幅に向上させた。

これに加え、KIPRIS ウェブサイトの改編を記念し、12月6日まで、「段階別に改編情報を確認」と「KIPRIS のイベント共有」などのイベントを行う。

特許庁の関係者は、「KIPRIS を通じて、韓国の国民が知的財産権の情報をより身近に感じられるよう、最善を尽くしていきたい」と述べた。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 特許庁、「2019 IP 保護カンファレンス」を開催

韓国特許庁 (2019. 11. 21)

IP を活用した新輸出成長エンジンについて議論

特許庁と大韓貿易投資振興公社（KOTRA）は、11月22日（金曜）午前10時、JW マリオットホテル・ソウルで、海外進出における知的財産権の重要性を訴えるための「2019IP 保護カンファレンス」を開催する。

「IP を活用した新輸出成長エンジン」と題した今回のカンファレンスには、韓国内外の企業関係者、知的財産の専門家など約400人が参加する中、infobank 代表理事の基調講演を始めとして3セッションとなっている。

第1セッションは、「企業成長段階別の IP 活用および対応方策」をテーマに、Company B と ViOL、(株) LG 生活健康などのスタートアップ・アクセラレーターと企業が発表する。海外特許出願およびポートフォリオ構築方法と特許による投資誘致、利益創出など海外における知的財産戦略による韓国企業の国際競争力確保の方策を共有する。

第2セッションでは、韓流の人気を追い風に世界に広がっている韓国の文化コンテンツ産業に関する知的財産権の 이슈について触れる。韓国企業を装ったり、韓国製品を販売しているかのようにして海外の消費者を誤解させる「韓流便乗の外国系流通企業」に対応し、韓国企業の輸出競争力を高めるための特許庁の業務成果を紹介する。また、韓国音楽コンテンツ産業協会と KBS（韓国放送公社）が、大衆音楽と番組プログラムなど韓流コンテンツの拡散による海外商標・デザインの侵害、コンテンツから派生される消費財輸出産業の知的財産権保護の必要性について議論する。

最後に、ロサンゼルスとホーチミンの海外知識財産センター（IP-DESK）所属の弁護士が、米国とベトナムにおけるそれぞれの知的財産権の動向と法制度を紹介し、知的財産権関連の主な隘路事項と対応策を案内する。ブガンテックとオリオンは企業の観点で、北米および新南方地域の市場特性と現地での知的財産権関連の経験を共有する。

参加者が会場の入口にある展示場で、韓流便乗の外国系流通企業が販売する偽造商品と、韓国企業の正規品を比較できる機会も設けられている。また、韓国知識財産保護院と韓国著作権保護院のブースでは、海外進出における産業財産権および著作権保護関連の支援事業の案内と相談を受けることができ、イベントがより意義深い場になると期待される。

特許庁次長は、「『特許は市場を食べて成長する』という言葉があるくらい、海外進出企業において「海外特許の確保は必須」であったが、これまで韓国企業は費用やコミュニ

ケーションの問題で、海外での権利確保を避けるケースが多かった」としつつ、「今回のイベントが海外進出企業に、世界の特許確保と海外市場における知的財産権保護の重要性を認識するきっかけになることを期待している」と伝えた。

3-2 特許庁、素材・部品・設備分野の知財権隘路企業向け支援を中間点検

韓国特許庁（2019.11.25）

特許分析 30 件、紛争対応 8 件、特許事業化 12 件など、知財権隘路を発掘
企業に中核特許の対応戦略、R&D の方向提示など支援成果の可視化

精密制御用減速機を製造・販売する Y 社は、独自の技術を基盤に世界の主要企業との競争で、グローバル企業として跳躍しようとしていたが、外国の競争会社との特許紛争により、事業化と技術開発に支障があった。このような状況下で Y 社は、特許庁の「輸出規制対応知財権支援団」から、競争会社の中核特許に対応できる戦略の提供を受けるなど大きな支援を受けた。

半導体用ウェハ関連の中小企業である J 社は、新製品の開発のために研究開発を進める中、特許庁の「輸出規制対応知財権支援団」から、他の技術分野の特許分析による新たな観点からのアイデアの提供を受け、技術開発の方向を効果的に修正することができた。

特許庁は、日本による輸出規制措置以降に進めてきた、素材・部品・設備分野における中小企業の知財権関連の隘路支援成果を中間点検するために、11 月 25 日（月曜）に企業の現場訪問および懇談会を開催する。

この中間点検は、8 月の「輸出規制対応知財権支援団」の発足以来、知財権サービスの支援を受けてきた中小企業の意見を聴取し、改善方策を模索するために設けられた。

※素材・部品・設備分野における知財権隘路支援の中間点検の概要

- (1) 日時・場所：11 月 25 日（月曜）13 時 00 分から 16 時 30 分・特許庁ソウル事務所
- (2) 参加者：(特許庁) 次長（輸出規制対応知財権支援団長）など
（中小企業）特許分析サービスなど知財権支援の優遇企業
（関連機関）特許戦略開発院、発明振興会、知識財産保護院
- (3) 内容：現場訪問（Y 社）、知財権隘路・意見聴取・改善方策の模索に関する懇談会など

特許庁はこれまで、素材・部品・設備分野の中小企業に対する電話および訪問相談、素材

部品需給対応支援センター、地域知識財産センターなどを通じて、計 50 件の知財権隘路事項を発掘し支援してきた。

まず、素材・部品・設備分野の中核品目（20+ α ）に対する特許分析の結果を基に発掘した該当分野の中小企業など（計 48 社）を対象に、電話および訪問相談を行い、そのうち、代替技術の開発などで困難な中小企業などに 30 件の特許分析サービスを提供した。

一方、外国競争企業との特許紛争に巻き込まれ、紛争の恐れがある 8 社には、紛争対応相談サービスを提供し、素材・部品・設備分野の中小企業の知財権紛争が早期に解決できるよう、「優先審査制度」も改善する予定である（2019 年 12 月施行）。

また、海外商標出願、代替輸入先の確保、技術取引など計 12 社の特許事業化を支援し、素材・部品・設備分野の中小企業の優秀な技術が迅速に権利化できるよう、「優先審査」の対象を従来の「素材・部品」分野から「設備」分野まで拡大する予定（※）である。

※「素材・部品・設備産業の競争力強化に向けた特別措置法（2019 年 9 月 30 日に発議）」の施行に合わせ、「優先審査告示」の改定を推進

特許庁次長（輸出規制対応知財権支援団長）、「韓国企業が技術競争力を備えるためには、緻密な特許戦略で研究開発の効率性を高め、韓国内外で中核特許を確保するのが重要である」としつつ、「今後、素材・部品・設備分野の中小企業が抱えている知財権隘路への支援を充実することで、より多くの中小企業が特許戦略（IP-R&D）の支援を受けることができるよう力を入れていきたい」と述べた。

3-3 特許庁、海外商標の無断先取りおよびオンライン偽造商品流通への対応戦略提供 韓国特許庁（2019. 11. 28）

韓国の海外進出企業の知的財産権保護強化プログラム開催

特許庁は 11 月 28 日午後 2 時、ソウル COEX にて「2019 海外進出（予定）の韓国企業の知的財産権保護強化プログラム」を開催すると発表した。

当プログラムは海外進出や進出予定の韓国企業を対象にし、海外での商標無断先取りとオンライン偽造商品流通への対応能力を強化するため設けられたものである。

商標無断先取りに対応するための教育では、10月に特許庁が発表した「グローバル商標DBを活用した、海外の商標無断先取りが疑われる商標の実態調査結果」(※)を韓国企業と共有し、グローバル商標DBを活用して、海外の各国で商標先取り被害の可否を確認する方法を詳しく説明(※※)する予定である。

※中国などで、すでに商標の無断先取りの疑いが把握されている英文商標(906件)をグローバル商標DB(WIPO-GBD、TMviewなど)で検索した結果、計62カ国で1,140件の無断先取りが疑われる事例を発見。

※※これとは別に、韓国企業が海外での自社商標先取りの可否を簡単に把握できるよう、海外主要国別(中国、WIPO-GBD、TMviewなど)、商標検索マニュアルを提供している。

また、商標の無断先取りに対する被害事例が多いフランチャイズ業界での商標紛争判例を分析し、韓国企業が紛争から勝訴するための対応戦略を提供する。

さらに海外オンライン市場での偽造商品流通に対応するための教育が行われる。韓国企業が主に進出している中国と東南アジア地域の主要オンラインショッピングモールの特徴と知的財産権保護制度に基づき、韓国企業向けに対応戦略を紹介するとともに、事前に申請した企業には実習中心の集中教育が提供される予定である。

特に、集中教育では、中国および東南アジア地域の主要オンラインショッピングモールにある偽造商品届出プラットフォームの利用方法について実習教育を提供し、韓国企業が自ら対応する際、実質的に役に立つよう、当該のオンラインショッピングモールで、実際に自社商品のモニタリング、偽造商品掲載物(URL)の届け出の実習などを教育する予定である。

特許庁の産業財産保護協力局長は「韓国企業の商標が海外で無断先取りされる事例が増えており、韓国企業の商品を模倣した偽造商品が海外のオンラインショッピングモールで急速に拡散している」とし、「当プログラムが韓国企業自ら商標管理し、偽造商品に対応する能力の向上に役に立つことを期待している」と述べた。

一方、特許庁は韓国企業と持続的なコミュニケーションと政府のイノベーションにより、韓国企業に実質的に役に立つよう、様々な支援政策を推進していく予定である。

今回の教育に関する詳細内容は特許庁産業財産保護支援課(+82-42-481-8227)または、韓国知識財産保護院(☎ 02-2183-5896)に問い合わせれば良い。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 特許庁、「2019 D2B デザインフェア授賞式」開催

韓国特許庁（2019. 11. 27）

「air Tray, DIY オブジェ空気清浄機」で東西大学のチョン・ジホンさんが最高賞を受賞

特許庁と韓国貿易協会は11月27日（水曜）午後2時、ソウル市江南区に位置したオークウッドプレミアホテルで「2019 D2B (Design to Business) デザインフェア授賞式」を開催する。

計5,603件のデザインアイデアが出品され、激しい競争を繰り広げた結果、この大会の最高賞である韓国産業通商資源部の長官賞に東西大学のチョン・ジホンさんの「air Tray, DIY (※) オブジェ空気清浄機」が選定された。

※消費者が求める製品を自ら組み立てるようにした商品

今回の受賞作は砂漠、グランドキャニオンなど色々な地形をモチーフにデザインし、内部フィルターが見えるように構成したブロック型空気清浄機であり、審美性が高いだけでなく洗浄と組立・分解が容易であり、実用性のある作品だという審査員からのコメントをもらっている。

金賞は、清州大学のファン・ヘギョンさんの機内食用カート「Air Trolley」、イ・ホジュンとチョ・ジョンハンさんのスマート哺乳瓶「ミルキー」、チョ・ソンウクとキム・インスさんのスマホスタンド・ステンレス・ランチプレート「A plate」など、合わせて39件の優秀なデザインが受賞作として選定された。

当日、参加企業賞の受賞者である、芸苑芸術大学校のクァク・イェウォンさんは、デザインジュエリーブランドの（株）MAAD STUDIO とライセンス契約を結ぶ予定である。

（株）MAAD STUDIO の代表であるキム・ヨンシクさんは、「D2B デザインフェアは企業が必要とする斬新かつ優秀なデザインが発見できる良い機会である」とし、「クァク・イェウォンさんの‘Memories with you’という作品は、本社のデザインチームが制作方式、デザインラインアップなどを検討した上で商品化する計画である」と述べた。

今年で14回目を迎えた「D2B デザインフェア」は、優秀なデザインを企業に提供し、デザイン権によりロイヤルティが確保できる差別化された公募展であり、ここ9年間、計370件の受賞作品が選定され、その中で32件のライセンス契約を締結し、参加した学生がロイヤルティを受けることもあった。

特許庁のパク・ホヒョン局長は「D2B デザインフェアは消費者の心を動かすデザイン経営が重要な時代において、産学協力の好例になっている」とし、「これからも特許庁は若いデザイナーの斬新なアイデアが権利化され、実際に企業の経営に活用できるよう持続的に支援する計画」であると述べた。

4-2 特許庁、WIPO と共同で国際商標出願カンファレンス開催

韓国特許庁 (2019. 11. 27)

海外における権利獲得のための国際商標出願戦略が一目で分かる

特許庁は、世界知的所有権機関 (WIPO) と共同で、海外で商標権を簡単かつ便利に獲得しようとする個人と中小・中堅企業を支援することを目的にした「マドリッド国際出願のための国際カンファレンス」を11月28日と29日の両日にソウル市の三井 (サムジョン) ホテルで開催する。

マドリッド国際出願制度は、1つの出願書で米国、欧州、中国、日本など、121のマドリッド協定議定書加盟国に商標を出願できる海外商標出願制度である。海外で商標権を獲得する際に、国ごとに直接、出願するより、マドリッド国際出願を利用する場合、その手続きが便利であるのみならず、時間と費用も削減できつつ、各国に分散されている商標権を体系的かつ効率的に管理できるメリットがある。

マドリッド国際出願の現状を見てみると、2018年に米国が8,825件で1位、ドイツが7,495件で2位、中国が6,900件で3位となった一方で、韓国は1,305件で、世界14位を記録した。これを受けて、韓国におけるマドリッド国際出願制度の認識向上と広報強化を目的に、WIPO と共同国際カンファレンスを開催する。

今回のカンファレンスには、「マドリッド国際出願制度の発展方向」、「企業事例を通じたマドリッド国際出願制度の戦略的活用」および「国際商標出願時の留意事項」などを主題に講義および質疑応答の時間が設けられる予定であり、特に WIPO マドリッド審査局長、中国と日本のマドリッド審査官および韓国企業の農心 (ノンシム) などの各国の商標専門

家が主題別講義はもちろん、パネルリストとしても参加するため、カンファレンス参加者には有益な情報を得られるいい機会になると見込まれる。

同カンファレンスは、同時通訳を提供するため、韓国内の個人出願人、中小・ベンチャー企業の商標およびブランド担当者、弁理士および特許法律事務所の職員などの海外商標出願に関心のある方は、誰でも無料で参加できる。

特許庁商標デザイン審査局長は、「今回のカンファレンスが、韓国企業の海外での商標権獲得と保護に対して大きな力に繋がる」としつつ、「今後韓国企業が、マドリッド国際出願制度を積極的に活用できるように、輸出中心の中小・中堅企業を対象にしたカスタマイズ型公報を、一層強化していくつもりである」と明らかにした。

その他一般

5-1 特許庁、韓国国民から積極行政への努力を認められた！

韓国特許庁 (2019. 11. 18)

積極行政の優秀事例コンテストで人事革新処長賞を受賞

特許庁は、2019年に組織全体において積極行政を進めた結果、「第4回積極行政優秀事例コンテスト」で人事革新処長賞（奨励賞）を受賞したと発表した。

「積極行政優秀事例コンテスト」は人事革新処の主管で、国民が共感・体感できる積極行政事例の発掘・拡散および成果を共有するために設けられた大会であり、中央行政機関で提出された114事例を対象に、1次（書面）、2次（発表）および本選の発表審査を経て最終順位を決定した。

特許庁は、不動産を保有していなかったり、信用度が低い中小企業であっても、特許さえあれば技術開発、事業化資金の融資を受けられる「中小企業の知的財産融資の活性化」への努力が認められ、コンテストで受賞した。

※（従来）韓国の銀行は債務不履行が発生した際に、資金回収の可能性が低いという理由から特許担保融資を回避し、物的担保がない中小企業は事業資金の融資が厳しい状況であった。

→（解決）特許庁は銀行の回収負担を軽減するために、「回収支援事業」を推進、金融委員会との協業と銀行に対する持続的な説得の結果、5大市中銀行が特許担保融資の商品を発売し、中小企業の事業化資金の融資にかかる実績が急増するなどの成果を上げた。

※企業数および融資の規模：（2018年）63社、844億ウォン→（2019年9月）260社、1,726億ウォン

※※2019年上半期の特許担保融資の利用企業に関する実態調査（54社）の結果、71%が金利の優遇を受けていた。

今回のコンテストで新設された「美しい挑戦（※）」部門では、「特許成長リワード制度（※※）」が中央行政機関の最優秀事例として選ばれるなど、外部受賞が続き、積極的な挑戦の文化がさらに拡散すると期待されている。

※当初期待していた成果は達成できなかったが、徹底した原因分析などにより、有意義な示唆点または成果を導き出した優秀事例

※※特許庁は個人と中小企業などを対象に、手数料の納付負担を減らし、特許権の創出を奨励するために、公共分門で初めてマイレージ制度（2010年から）を取り入れたが、当初の予想とは違ったため、政策需要者のマイレージ利用実績が低い原因（わずらわしい利用方法、積み立て割合の算定など）の分析を通じて、従来のマイレージ制度を補完した「特許成長リワード制度」を導入し、施行4ヵ月で4.7倍増加という利用成果を達成

また、特許庁は積極行政の文化を拡散・共有するために、庁内に「特許庁の積極行政優秀事例コンテスト」を9月から10月にかけて行い、企業間の相互扶助を通じて、特許紛争が発生した際に資金調達負担を解消する「特許共済による中小・中堅企業の保護」事例を最優秀事例に選定し、中小企業であれば減免申請や証拠資料の提出なしに、特許手数料の減免を自動的に受けることができる制度改善事例を優秀事例に選定した。

特許庁企画調整官は、「国民の目線に合わせた積極行政を先導し、国民の不便を一つも見逃さず、最善を尽くしていきたい」と述べた。

5-2 「2019 キャンパス特許戦略ユニバーシアード」授賞式を開催

韓国特許庁（2019.11.20）

特許ビッグデータの分析で、
Micro LED ディスプレイの未来のR&D戦略を提示した慶北大学が最高賞を受賞

特許庁と韓国工学翰林院は、「2019 キャンパス特許戦略ユニバーシアード」大会の産業通商資源部長官賞に慶北大学のチームを、韓国工学翰林院会長賞には弘益大学のチームを受賞者に選定した。

※「キャンパス特許戦略ユニバーシアード」は、企業と研究機関などが提示した特定の技術に関する問題について、大学（院）生が該当技術分野に関わる特許ビッグデータを利用して、未来の技術戦略を提示する韓国の代表的な産学協力大会である。

特許庁長賞には世宗大学のチーム、漢陽大学 ERICA のチームを受賞者に選定し、最多受賞大学は計 12 チーム（特許戦略策定部門）が受賞した崇実大学、最多応募大学は計 40 チームが参加した漢陽大学 ERICA のチームとなった。

指導教授賞には、慶北大学教授（産業通商資源部長官賞）、弘益大学教授（韓国工学翰林院会長賞）、世宗大学教授（特許庁長賞）、漢陽大学 ERICA 教授（特許庁長賞）の 4 人を選定した。

特に、最高賞である産業通商資源部長官賞を受賞した慶北大学チームはサムスンディスプレイが提示した、「Micro LED ディスプレイ」について、未来の R&D 戦略を提示した。「特許の検索段階から空白技術の把握による R&D 戦略の提示まで、多くの試行錯誤で大変だったが、チーム員間の役割分担を通じて、技術を理解し問題を解決していく過程で協業を経験した良い機会であった」感想を述べた。

審査委員は、「慶北大学のチームが提出した特許戦略は、技術に対する深い理解力を基に、体系的な特許分析で空白技術を把握し、仮想の企業状況と市場での機会を組み合わせた R&D 戦略を提示した点で優れている」と評価した。

今年で 12 回目を迎えるこの大会には、サムスン電子、LG 化学、POSCO、斗山インフラコア、SK ハイニックス、韓国科学技術研究院など韓国を代表する企業と研究院がスポンサー（28 機関）に参加し、59 大学の 1,195 チーム（1,709 人）の中、計 28 大学の 85 チーム（222 人）が選定された。

特許庁長は、「この大会は、大学には実用的な特許教育を誘導し、企業には創造的人材とアイデアを供給するなど、模範的な産・学・官・研による協力教育プログラムとして位置づけられた」とし、「今後も特許庁は、この大会を通じて産業に対する洞察力と特許ビッグデータの活用能力を同時に備えた人材を継続的に育成していく計画である」と述べた。

授賞式は、11月21日（木曜）17時に朝鮮ホテル（ソウル市中区）で、受賞者とスポンサーの代表が参加した中で開催される。

5-3 韓国最大の知的財産フェスティバル！「2019 大韓民国知的財産大展」を開催

韓国特許庁（2019. 11. 27）

素材・部品・装備展示館、先端体験館、BTS 館、ラーバ館など様々な展示を公開

知的財産を活用した優秀製品・技術の事業化を促進し、知的財産に対する国民の認識を高めるため特許庁が主催し、韓国発明振興会が主管する「2019 大韓民国知的財産大展」が27日午前10時30分、ソウルCOEXのCホールで開幕式をはじめ盛大に開催される。

11月の27日（水曜）から30日（土曜）まで4日間開催される「2019 大韓民国知的財産大展」は、「大韓民国発明特許大展」、「商標・デザイン権展」、「ソウル国際発明展示会」の3つの展示会が同時に開催される韓国最大規模の知的財産統合展示会である。

- ・大韓民国発明特許大展：韓国の優秀技術・特許製品を発掘、選定し展示広報による事業化促進および販路開拓を支援
- ・商標・デザイン権展：韓国の優秀商標・デザインを選定し展示・企画広報による商標・デザイン情報の拡大および国民の興味を引き寄せる
- ・ソウル国際発明展示会：韓国内外の優秀な発明品を展示し、海外技術の動向把握、発明特許製品の販売商談と特許技術の取引促進

展示会の初日に行われた開幕式および授賞式では、発明・特許関連の団体長、受賞者などが参加する予定であり、大統領賞、国務総理賞など計115件に対する授賞が行われる予定である。

今回の展示会では、第四次産業革命をけん引する韓国内外の約700点のイノベーションに満ちた発明品が見られる「受賞作および出品作展示館」を運営する。これにより、韓国内外で流行っている発明トレンドと最新商標・デザイン動向を一目で見ることができると予想している。

特に今年は出品作および受賞作の展示だけではなく、様々な特別展示館も運営しより楽しい体験ができる。

まず、今年もっとも関心が高まっている素材・部品・装備産業関連の韓国中小企業の代表発明品を展示する「素材・部品・装備展示館」とともに VR、ウェアラブルロボットなどを身近に体験できる「先端技術体験館」を運営し、国が重点を置いている育成産業と未来産業をリードする韓国企業の優秀な技術力を披露する。

そして、グローバル文化を象徴するものとなった BTS グッズの本物と偽物を展示することで、知的財産権保護の重要性について理解できる「BTS 館」、知的財産権を活用して成功した事例である、韓国の人気キャラクター「ラーバ館」など、老若男女問わず皆が楽しめる展示館も運営する。

一方、今までの展示会では運営しなかった「知的財産の官民合同採用説明会」が開催される。今回の採用説明会では、現代自動車、韓国発明振興会、WIPS（知的財産検索サービス機関）、特許法人など民間機関と公共機関が協力し、就職活動中の人たちを対象にした就職説明会および相談館を運営する計画である。

特許庁長は「知的財産は技術覇権の基盤であり、韓国がグローバル市場をリードする技術強国として跳躍するための成長エンジンである」とし、「発明者の革新的な製品・技術が世界中に展開できるよう、支援に力を入れていくつもりである」と述べた。

今回の「2019 大韓民国知的財産大展」は誰でも無料で参加でき、その他の詳しい情報については、特許庁地域産業財産課や韓国発明振興会発明文化拡散室にお問い合わせすることができる。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-3210-0195/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム